

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定後の 状況に関する意見等



公益社団法人
全国精神保健福祉会連合会

20251205厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課

公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会(みんなねっと)の概要

1. 設立年月日: 平成18年11月30日 特定非営利活動法人発足

平成22年 7月 1日 一般社団法人設立

平成22年12月22日 公益社団法人変更承認

2. 活動目的及び主な活動内容:

当法人は、広く一般市民を対象として精神障がい者の自立と社会参加の促進に資するための社会啓発及び広報活動、精神障がい者とその家族に対する相談・支援、並びに精神障がい者の社会参加等に関する調査研究・施策提言を行い、精神障がい者とその家族の福祉の増進に寄与することを目的としています。

【主な活動内容】

- ・精神保健福祉の向上に資するための社会啓発、広報事業

- ・精神障がい者とその家族に対する相談、支援事業

- ・精神障がい者の社会参加を推進するための調査、研究事業

- ・家族会活動の育成強化及び当事者活動の支援を図る事業

- ・関係機関、団体との連絡、調整に関する事業

- ・その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

- ・全国大会・ブロック研修大会の開催

- ・機関誌の発行

3. 会員数: 正会員46都道府県 グループ2(配偶者、こども)

賛助会員 9,000人 みんなねっとサロン 12,000名

5. 機関誌: 月刊 9,000部発行 メールマガジン、Twitter、LINE@などSNS 6000名

6. 法人代表: 理事長 岡田久実子

7. 連携団体: JDF、きょうされん、コンボなど、他精神関連団体は状況に応じて協力

8. 活動状況

- ・全国大会 毎年開催
- ・ブロック大会 8ブロックにて開催

- ・みんなねっとフォーラム
- ・行政当局・公共団体等の役割受任と政策検討・提起

- ・精神障害者家族間の支援者(ピアサポート)の養成および活動の推進

9. 書籍等の普及・頒布

1 就労支援(就労継続支援A型・B型、就労移行等)関係

(1) 就労支援サービスの利用動向と事業所経営

令和6年度改定後、一部就労支援サービスの給付費構造の変化と加算が、短期的には給付費総額の増加に寄与するかもしれないが、事業所の運営負担(人件費配分要件・物価上昇等)により事業所の撤退・縮小リスクが生じている。

(2) 利用者(就労希望者)への影響

事業所の収支悪化や人員不足は、就労機会の減少や支援質の低下につながる。報酬改定が原因で支援の不安定化(雇用維持・工賃低下・サービス縮小)を懸念する。

2 地域生活支援・相談支援関係(地域生活支援拠点、相談支援等)

(1) 地域生活支援拠点・相談支援の機能強化と財源

地域生活支援機能の強化(緊急受入、地域移行支援、人材育成等)を目的とした改定項目がある一方、実務的な人材確保と拠点維持の財源が不足。

地域生活支援拠点の期待される機能拡充が示されるが、拠点運営の実費・人員確保は別途支援が必要である

(2) 相談支援の量的拡大と質の担保

利用者数増は相談支援需要を増やす傾向があるものの、相談支援員の負担増があり、結果として1ケースに対する質低下を招きかねない状況への対策が必要。

相談支援に対する人員配置基準の見直しと研修支援の強化(国と自治体の共同拠点による研修)を制度的に位置づけ拡充すること。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定後の状況に関する意見等(詳細版)

1 就労支援(就労継続支援A型・B型、就労移行等)

概要(要点)

令和6年度改定以降、障害福祉サービス等の総費用額はR5→R6で+12.1%、一人当たり総費用は+6.0%、利用者数は+5.8%の伸びを示しています。就労支援分野では加算設定や成果評価の強化が進む一方、事業所側の賃金改善要件・運営負担が増し、運転資金・人員確保の懸念がある。

(視点1)制度持続性(予算増・支出増への対応)

- ・国はR5→R6の収支・コスト構造(サービス類型別・自治体別)を公表し、透明性を高めること。
- ・一時的な支出増に対しては過渡的経費補填(交付金等)を設け、特に小規模事業所・新規就労支援事業所への支援を手厚くする。
- ・中長期(5年)財政見通しを作成し、給付水準と財源配分(公費と利用者負担)について国民的議論の場を設置する。

(視点2)経営・賃上げの状況

- ・賃上げに係る段階的実施スケジュール(経過措置)を国が示し、特に小規模事業所向けの資金支援(低利融資・運転資金補助)を明確化する。
- ・全国規模で事業所向け経営支援窓口(会計・助成申請支援)を設置し、賃金改善が事業継続につながる仕組みを整える。
- ・加算の配分実績(賃上げに充てられた割合等)の報告を義務づけ、第三者監査的なレビューを実施する。

(視点3)質の確保・評価方法

- ・就労支援の主要アウトカム指標を国が定め、全国的に標準化する
- ・指標に基づく自治体別ベンチマークを実施し、低パフォーマンス地域には技術支援・資源集中を行う
- ・指標収集は現場負担を考慮し、ICT等での自動化を国が支援する(報告様式の簡素化・共同システム構築)。

最終まとめ(就労支援)意見

- ・透明なデータ開示(収支・アウトカム)、賃上げ実行支援(経過措置+補助)、経営支援窓口の設置を柱に、制度の持続性とサービス質を両立させることを強く求める。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定後の状況に関する意見等(詳細版)

2 地域生活支援・相談支援(地域生活支援拠点、相談支援等)

概要(要点)

令和6年度改定は地域生活支援拠点や相談支援に関し一定の機能強化を求める一方、拠点の人員確保・運営経費は報酬だけでは十分に賄えないとの現場の声が多い。相談支援需要の増加(利用者数増)に対し、相談支援員の配置基準・研修支援の強化が不可欠である。

(視点1)制度持続性(予算増・支出増への対応)

- ・地域生活支援拠点の運営固定費(人件費・家賃等)に対する国の定額補助を検討すること。
- ・拠点評価指標(稼働率、受入件数、地域移行件数等)を設定し、実績に応じた補助配分を行う仕組みを導入する。

(視点2)経営・賃上げ等の状況(拠点・相談支援側)

- ・相談支援員向けのキャリアパス設計(等級制度)と定期的な研修プログラムの国庫補助を拡充する。ami.or.jp
- ・事務負担を軽減するためのICT導入補助を行い、現場が支援行為に集中できる環境整備を進める。

(視点3)質の確保・評価方法(拠点・相談支援)

- ・地域拠点・相談支援用に主要アウトカム指標(緊急受入対応日数・地域移行率・相談対応時間・満足度等)を本格導入する。
- ・指標に基づく評価結果を地域間比較可能な形で公表し、低パフォーマンス地域への重点支援(人的支援・財政支援)を行う。
- ・指標収集はICTで自動化・簡素化し、相談支援員の事務負担を増やさない運用ルールを定める。

最終(まとめ)意見-実行の優先項目(短期～中期)

- ・国によるR5→R6の収支・利用データ(サービス類型別・自治体別)公表(短期)。
- ・賃上げ実行支援(経過措置+補助)+事業所向け経営支援窓口の創設(短～中期)。
- ・地域拠点の固定費補助設計と拠点のアウトカム指標導入(中期)。
- ・主要アウトカム指標(就労定着・地域移行・緊急受入等)を整備し、ICT支援で報告負担を軽減(中期)。
- ・当事者団体・事業所と国との定期ヒアリングを制度化し、改定の副次的影響を迅速に吸い上げる(短期)。

(参考資料)

1 就労支援(就労継続支援A型・B型、就労移行等)関係

- ・ 先に含まれていない関連意見

「短時間サービス提供」

短時間サービス提供→収支差益が高いではなく

短時間営業 → 収支差益が高い(人件費を含む固定費を下げることができるため。)

本人の障がいによる短時間利用 → 収支差益は低い(各利用者の希望の利用時間に対応するため事業所運営時間は変わらない)

短時間しか能力的に難しい、短時間から始めることしかできない利用者=重度のため手厚いケアが必要)

よって、事業所側の都合によるサービスの短時間提供と、本人の能力、事情による短時間提供は全く意味が違う。

※短時間しかサービスを利用できない当事者は、地域活動支援センターという考え方もあるようだが、熊本県においては職員2.5人の配置で、光熱水費や通信運搬費を含めた補助金が980万円であり、この金額での事業に重度の方を任せるとするというのは、重度の方は質の低いサービスでよいという、福祉の理念を真っ向から反対する考え方である。

精神障害者は、症状の特性上、気分の変動や体調の波によって、長時間の連続したサービス利用が難しくなることがある。

しかしこれは「支援の必要性が低い」ことを意味するものではなく、

むしろ、短い時間であっても継続的な関わりや細やかな支援が必要であるケースが多く見られる。

生活支援・相談等、作業時間ではない関わりが求められ、職員の負担も大きいのが実情。

精神障害者支援の特性を踏まえた上で、利用時間の長短だけでは測れない支援の必要性を報酬に適切に反映していただきたい。

(参考資料)

2 地域生活支援・相談支援関係(地域生活支援拠点、相談支援等)

- ・先に含まれない関連意見

「グループホーム世話人の名称の廃止」

平成元年にグループホーム制度ができた。その時に、世話人と言う名称ができたが、現在の支援法上は共同生活援助にしか存在しない名称である。(浅野史郎氏が厚生省福祉課長時代に作成した【最下段※】とは、時代が違う。)→世話人ではなく、支援法における他の事業同様に、「生活支援員」に統一。

「基本報酬の再構築」

精神分野は区分3以下で構成されている所が多数であり、区分3以下の基本報酬の引き上げは急務。小規模な精神のグループホームは運営が成り立っていない。入院者が一人でもいた場合などには、夜勤者の経費は法人の持ち出しになっている。日勤帯でも常勤職員の配置は難しく非常勤集団での運営になっている現状では、支援の質の担保は困難である。(区分と精神の方の支援量はミスマッチである。)

「アパートタイプの共有室の設定は廃止」

平成元年にグループホーム制度が出来た。当初は、小規模家庭的という規模、一軒家タイプのグループホームしか想定されていなかった。この場合には、部屋以外に、食事スペースや風呂トイレなど水回りは必要であり、共有室が必須であるが、アパートタイプなどといった各人に水回りが備えられている場合には、共有室は不要である。そもそも食事を集まってみんなで食べる必要などはない。いただいた意見について、根拠となる定量的データ等を、参考資料として添付してください。